

令和5年3月市議会定例会議

建設水道常任委員会資料

目次

【議案第42号 福島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件】

○路政課 …… P. 2～6

【議案第45号 市道路線の認定及び廃止の件】

○路政課 …… P. 7

位置図 …… P. 8～18

【報告第1号 専決処分報告の件】

○河川課
・専決第26号 損害賠償の額の決定並びに和解の件 …… P. 19

○路政課
・専決第2号 損害賠償の額の決定並びに和解の件 …… P. 20

建設部

議案第42号 福島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書 P. 181~183)

1. 条例改正の趣旨、概要

(1) 条例改正の背景

① 道路法施行令の改定

- ・道路占用料の額は固定資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料の水準等を考慮して定められており、これらの変動を反映し、定期的に変更される

(2) 条例改正の主な内容

- ① 第2条別表における道路占用料の額の改正
- ② 第2条別表における「自動運行補助施設」の規定

2. 新旧対照表

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510円
	第2種電柱		870円		第2種電柱		790円
	第3種電柱		1,200円		第3種電柱		1,100円
	第1種電話柱		510円		第1種電話柱		460円
	第2種電話柱		810円		第2種電話柱		730円
	第3種電話柱		1,100円		第3種電話柱		1,000円
	その他の柱類		51円		その他の柱類		46円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年		5円		共架電線その他上空に設ける線類

改正後				改正前			
	地下に設ける電線その他の線類		3円		地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円		路上に設ける変圧器	1個につき1年	450円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	300円		地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	270円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円		郵便差出箱及び信書便差出箱		380円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	910円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55円

改正後				改正前			
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>91</u> 円		外径が 0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>82</u> 円
	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>120</u> 円		外径が 0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>110</u> 円
	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>210</u> 円		外径が 0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>190</u> 円
	外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		<u>300</u> 円		外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		<u>270</u> 円
	外径が 1メートル以上のもの		<u>610</u> 円		外径が 1メートル以上のもの		<u>550</u> 円

改正後					改正前		
法第 32 条 第 1 項第 3 号に掲げる 施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第 2 条 第 2 項第 5 号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に 設ける もの	長さ 1 メートル につき 1 年	3 円	(新設)	
			その他 のもの				10 円
		道路の構造又は交通 の状況を表示する標 示柱その他の柱類		1 本につき 1 年			810 円
		その他の もの	上空に 設ける もの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年			510 円
			地下に 設ける もの				300 円
その他のもの				1,000 円			

改正後				改正前								
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		1,000 円		法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		910 円		
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	900 円		法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	930 円		
	地下に設ける通路			540 円			地下に設ける通路			560 円		
	その他のもの			1,000 円			その他のもの			910 円		
道路法施行令（昭和 27 年 政令第 479 号。以下この表において「政令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	180 円		看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	190 円			
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,800 円			その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900 円			
	標識		1 本につき 1 年		810 円		標識		1 本につき 1 年		730 円	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,800 円		アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,900 円			
その他のもの		900 円		その他のもの	930 円							
政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		1,000 円		政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		910 円		
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月		180 円		政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月		190 円		

議案第45号

市道路線の認定及び廃止の件

道路法(昭和27年法律第180号)第8条及び第10条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり認定するとともに、認定替等により廃止するものとする。

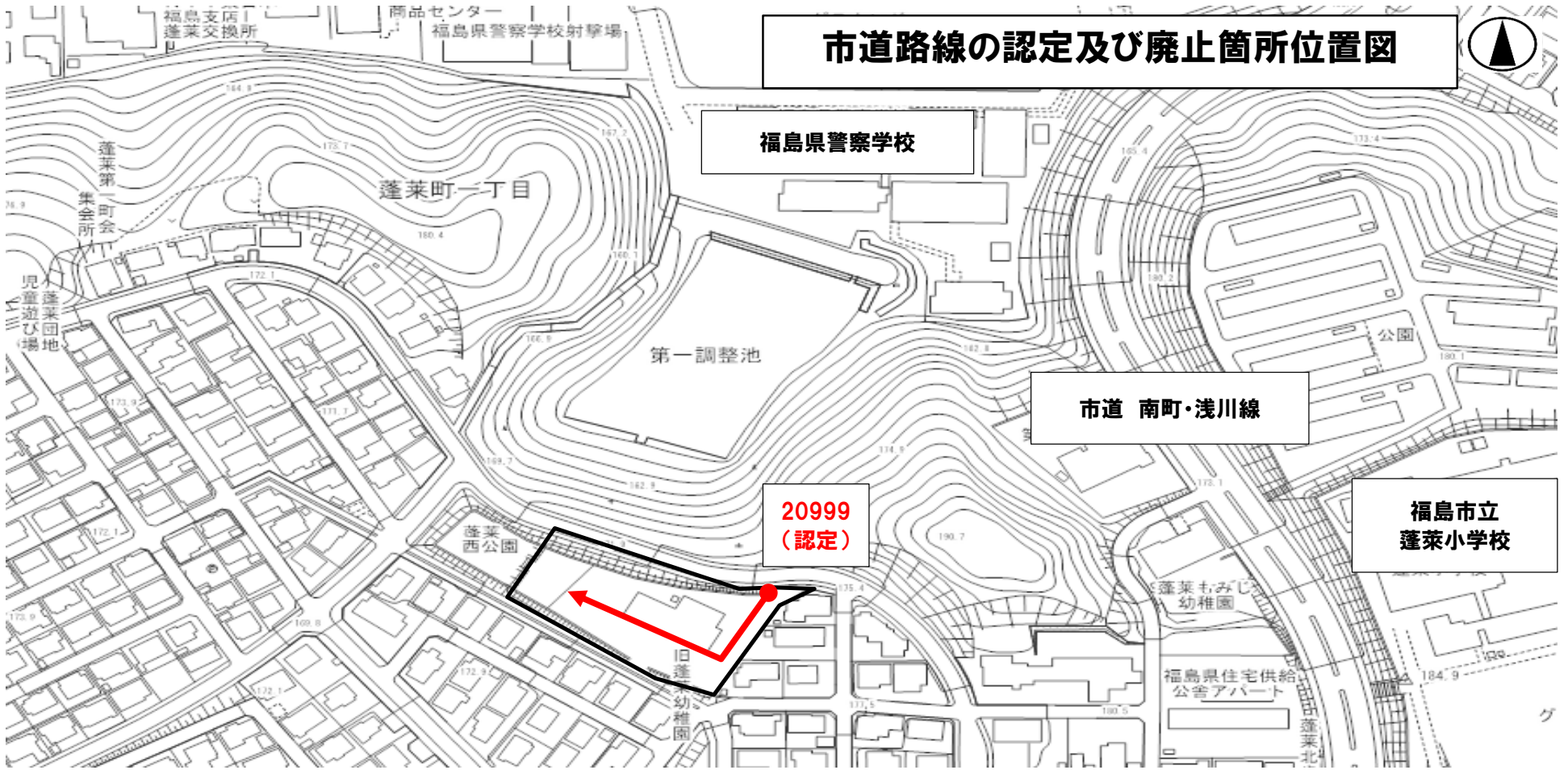
記

1、認定する路線

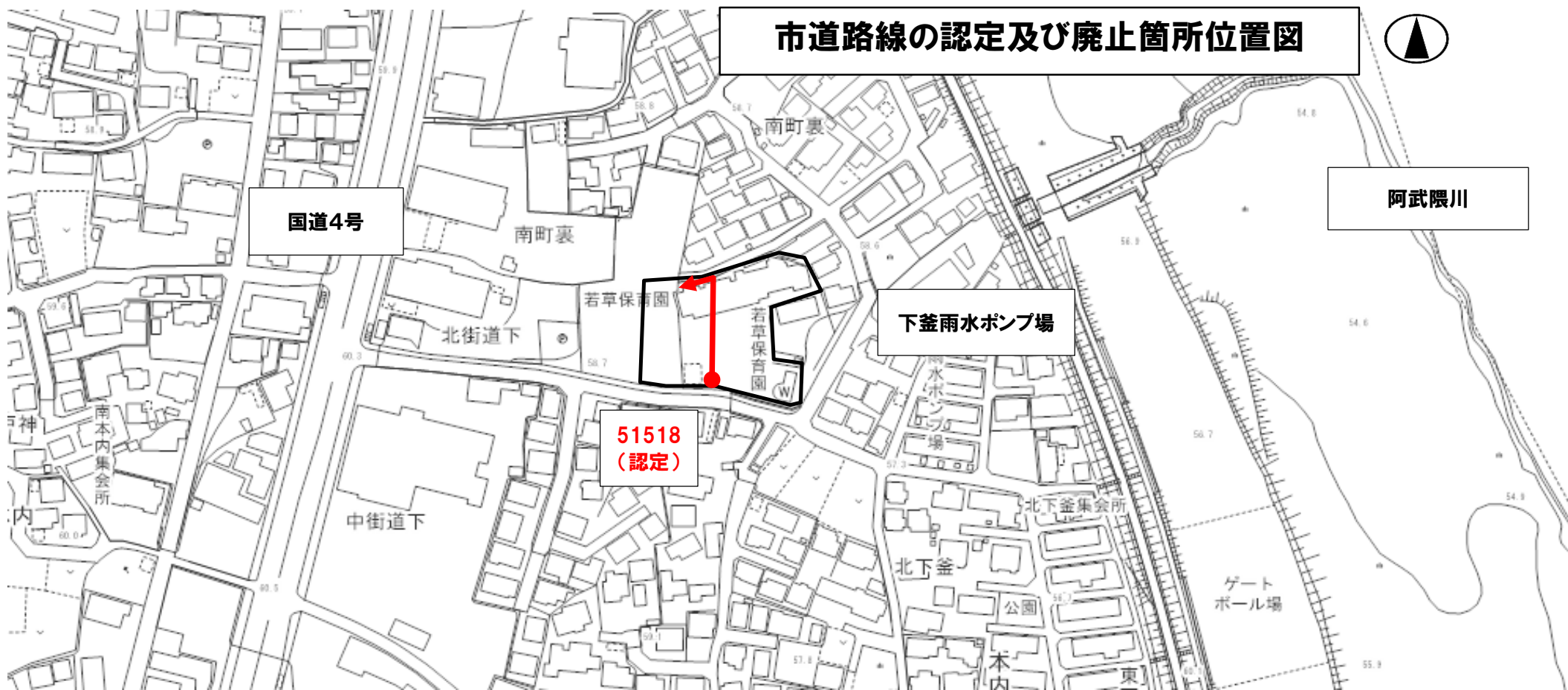
路線番号	路線名	資料ページ番号	所在地	認定理由
20999	ほうらいちよう ひやくごじゅうほちごうせん 蓬萊町158号線	8	福島市蓬萊町二丁目地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
51518	きたかいどうした みなみまちうら せん 北街道下・南町裏線	9	福島市本内字北街道下ほか地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
61420	たちたよんごうせん 立田4号線	11	福島市笹木野字立田地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
61421	しんまちはち ごうせん 新町8号線	12	福島市町庭坂字新田地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
61422	にとまき ほりのうちまえせん 式斗時・堀ノ内前線	13	福島市泉字式斗時ほか地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
70816	やなぎだ はちごうせん 柳田8号線	14	福島市吉倉字柳田地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
80271	はちろう まちはた せん 八郎・町畑線	15	福島市平石字八郎ほか地内	市道廃止に伴う認定替えによる認定
81072	にしのうちじゅうに ごうせん 西ノ内12号線	16	福島市大森字西ノ内地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
81073	こうはくごうせん 光白5号線	17	福島市永井川字光白地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
81074	さわだ たけのうちせん 沢田・竹ノ内線	18	福島市永井川字沢田ほか地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定

2、廃止する路線

路線番号	路線名	資料ページ番号	所在地	廃止理由
60180	みやしたちようきゅうごうせん 宮下町9号線	10	福島市宮下町地内	代替機能を有する市道が存在し、沿線に住宅等がなく生活道路としての利用が無いため廃止
80271	はちろう しもいしせん 八郎・下石線	15	福島市平石字八郎ほか地内	廃止区間に住宅等がなく不特定多数の通行が無いため廃止



路線番号	路線名	起終点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
20999 認定	蓬萊町158号線	福島市蓬萊町二丁目13番12地先 福島市蓬萊町二丁目13番3地先	111.2	6.0	690.2	舗装



市道路線の認定及び廃止箇所位置図



阿武隈川

国道4号

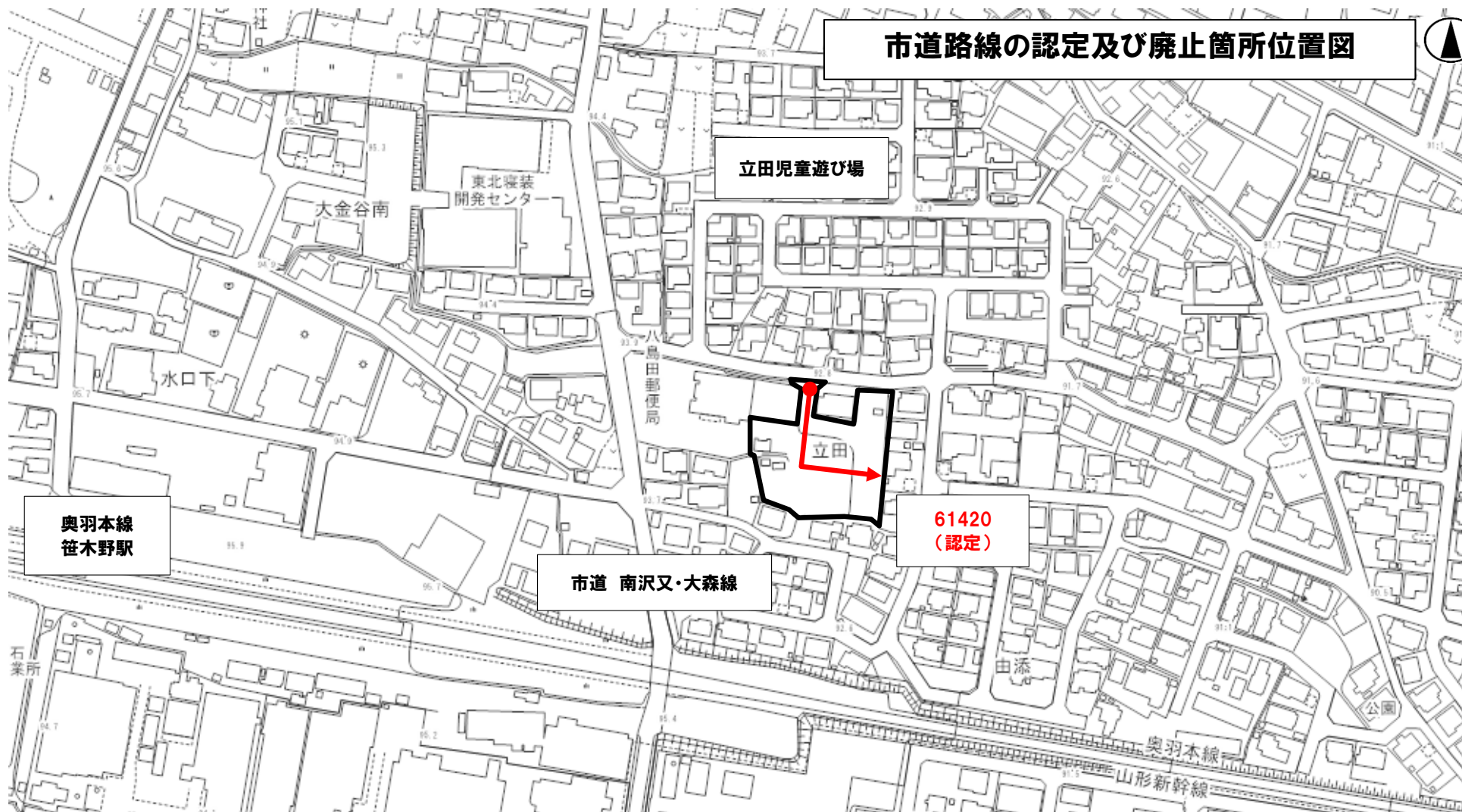
下蓋雨水ポンプ場

51518
(認定)

路線番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
51518 認定	北街道下・南町裏線	福島市本内字北街道下4番4地先 福島市本内字南町裏23番1地先	92.4	6.0	580.6	舗装



路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
60180 廃止	宮下町9号線	福島市宮下町2番地先 福島市宮下町2番地先	62.4	2.8~3.4	204.2	舗装

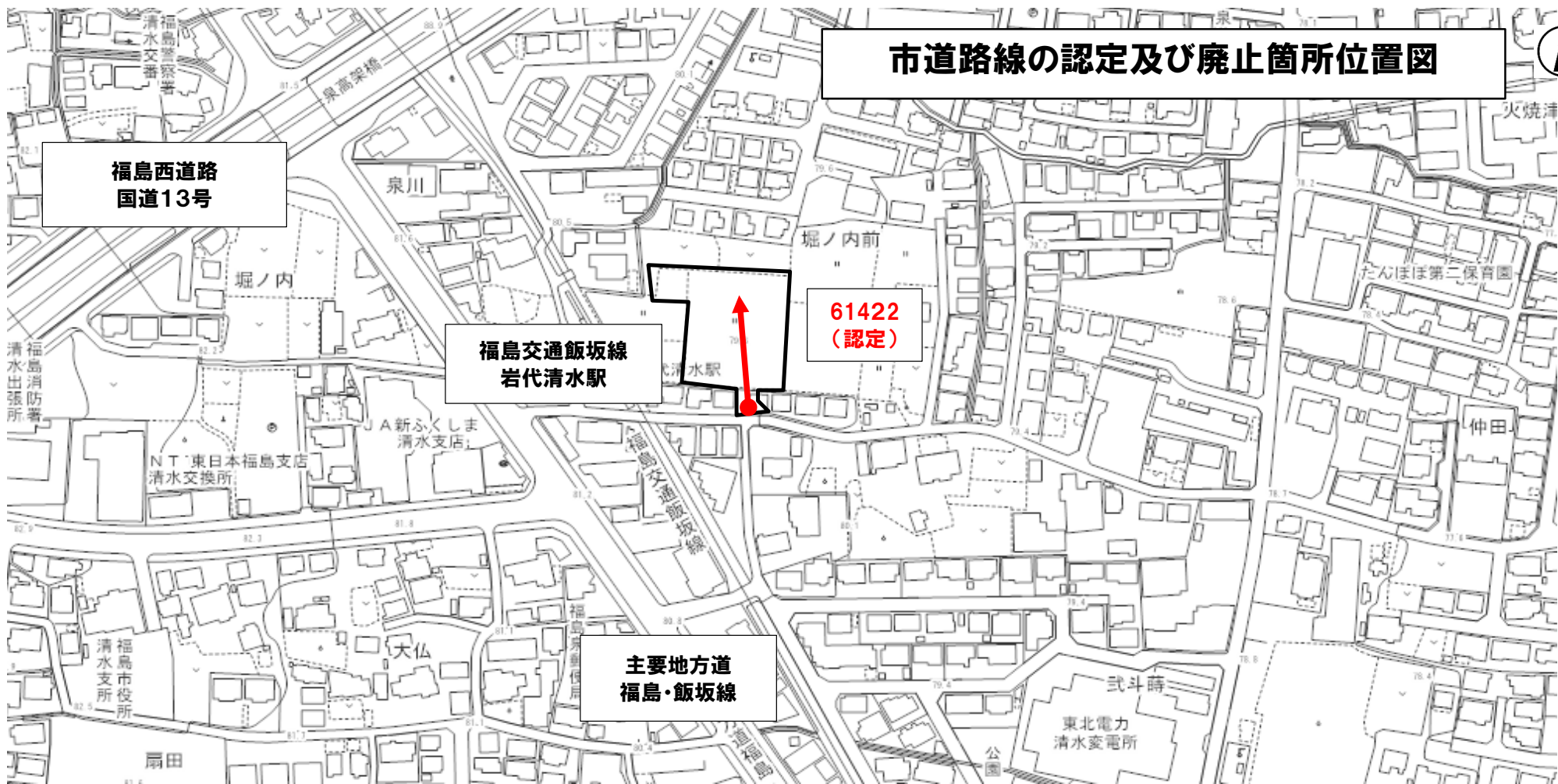


路線番号	路線名	起終 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
61420 認定	立田4号線	福島市笹木野字立田9番23地先 福島市笹木野字立田9番39地先	77.6	6.0	478.9	舗装



路線番号	路線名	起終点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
61421 認定	新町8号線	福島市町庭坂字新町17番13地先 福島市町庭坂字新町19番5地先	69.7	6.0	436.8	舗装

市道路線の認定及び廃止箇所位置図

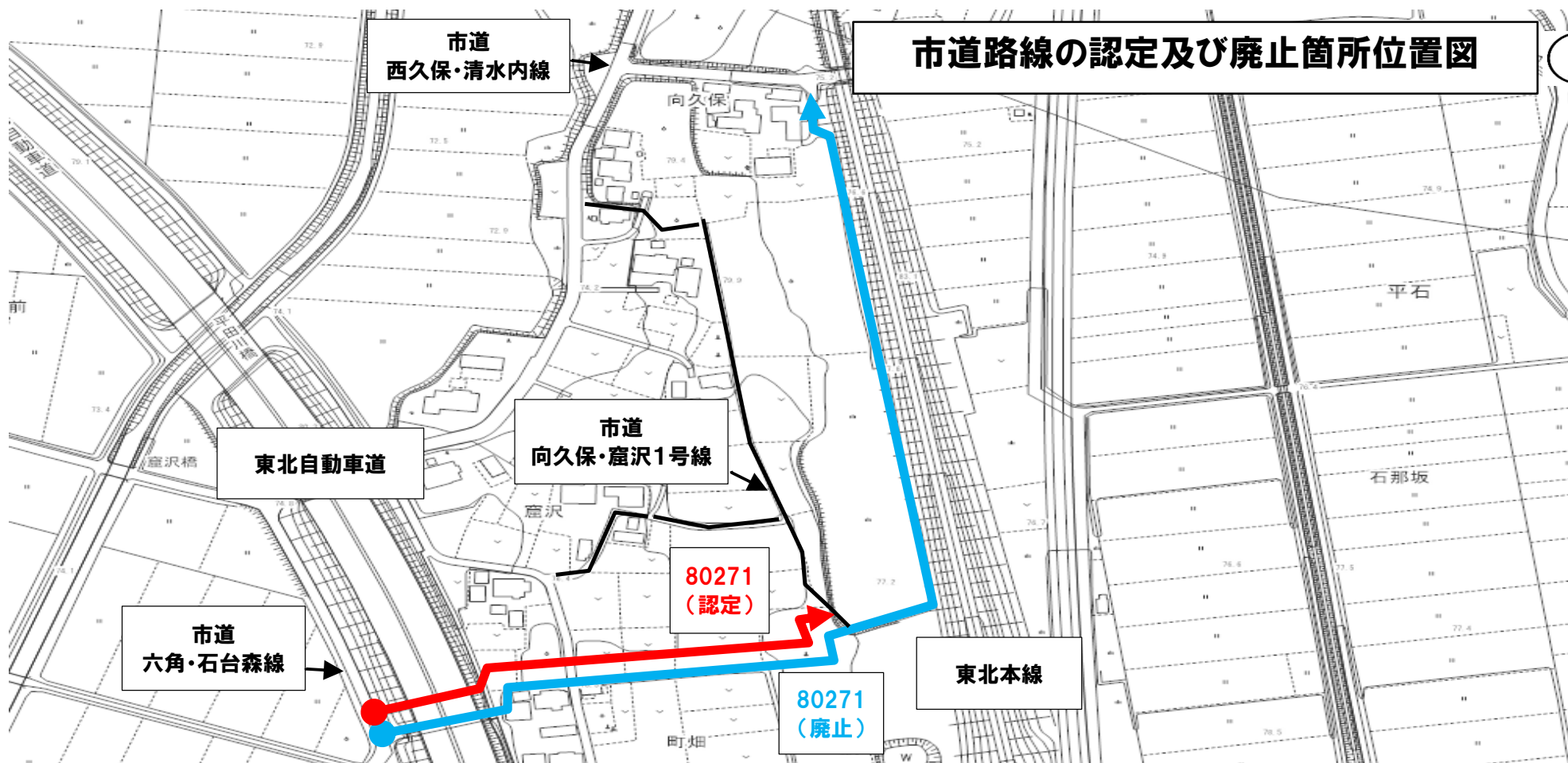


路線番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
61422 認定	式斗蒔・堀ノ内前線	福島市泉字式斗蒔39番1地先 福島市泉字堀ノ内前16番10地先	27.4	6.0	279.1	舗装

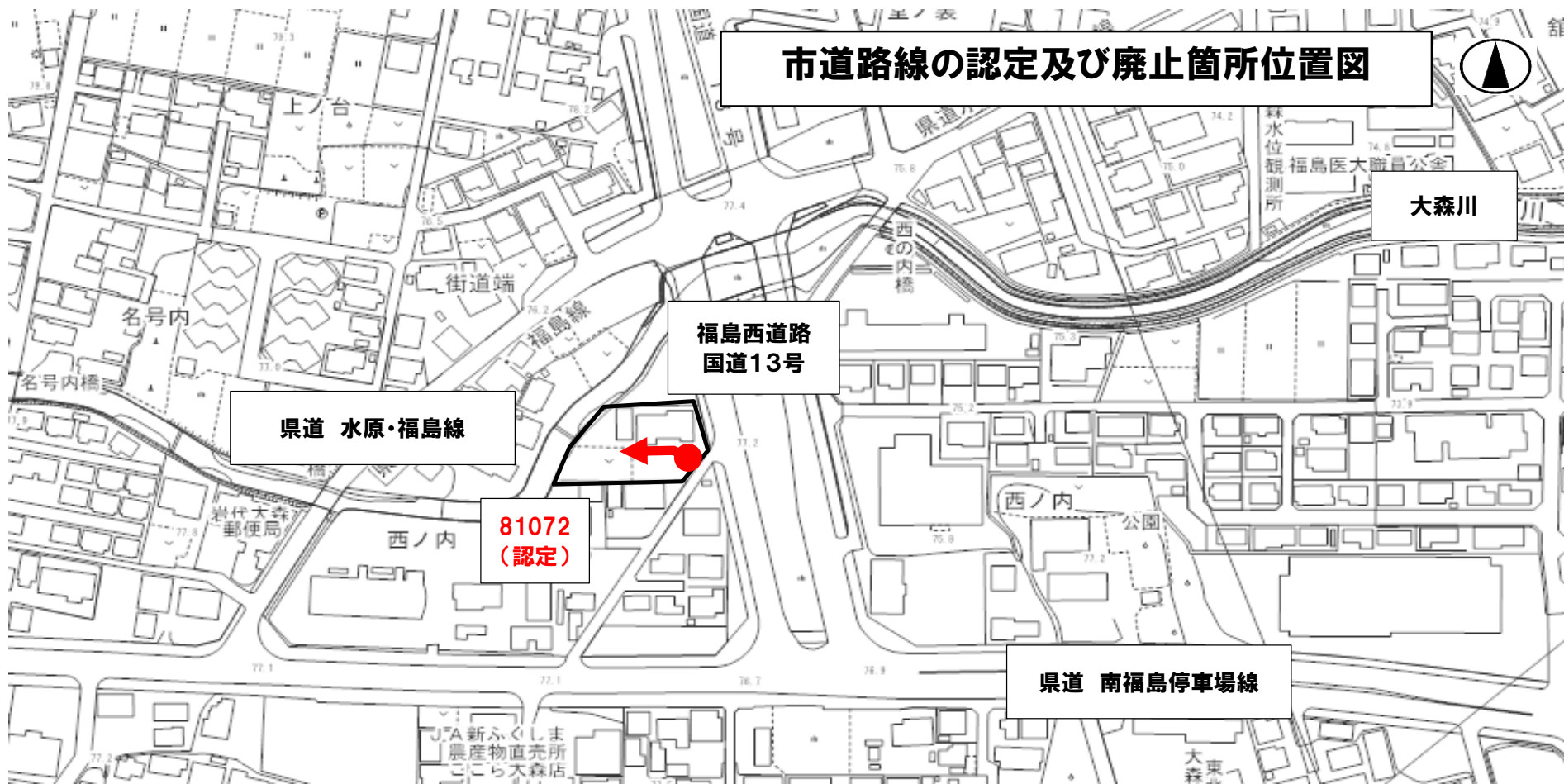


路線番号	路線名	起終点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
70816 認定	柳田8号線	福島市吉倉字柳田41番1地先 福島市吉倉字柳田41番6地先	38.3	6.0	245.5	舗装

市道路線の認定及び廃止箇所位置図



路線番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
80271 認定	八郎・町畑線	福島市平石字八郎1番2地先 福島市平石字町畑9番地先	231.8	1.3~4.0	980.5	舗装 砂利
80271 廃止	八郎・下石線	福島市平石字八郎1番2地先 福島市平石字下石8番地先	575.4	1.3~4.0	1,723.4	舗装 砂利



路線番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
81072 認定	西ノ内12号線	福島市大森字西ノ内65番4地先 福島市大森字西ノ内65番5地先	27.5	6.0	181.4	舗装



路線番号	路線名	起 終	点 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
81073 認定	光白5号線	福島市永井川字光白3番10地先 福島市永井川字光白3番8地先		32.0	6.0	204.5	舗装



路線番号	路線名	起終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
81074 認定	沢田・竹ノ内線	福島市永井川字沢田4番7地先 福島市永井川字竹ノ内5番4地先	24.1	6.0	159.3	舗装

(議案書 P. 191)

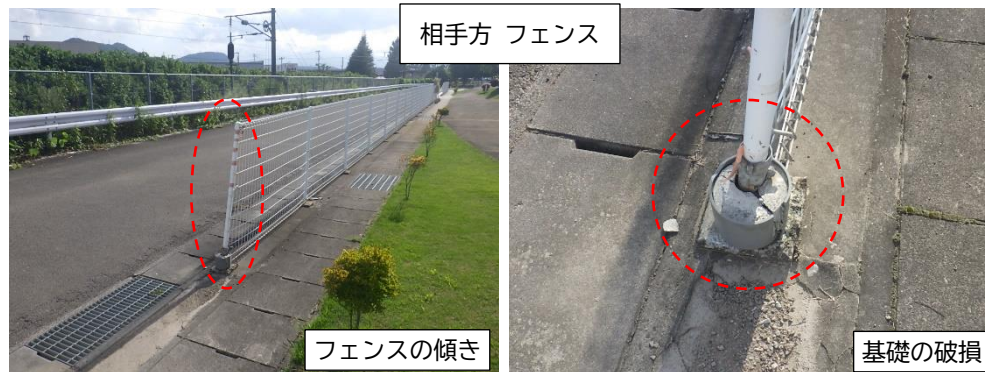
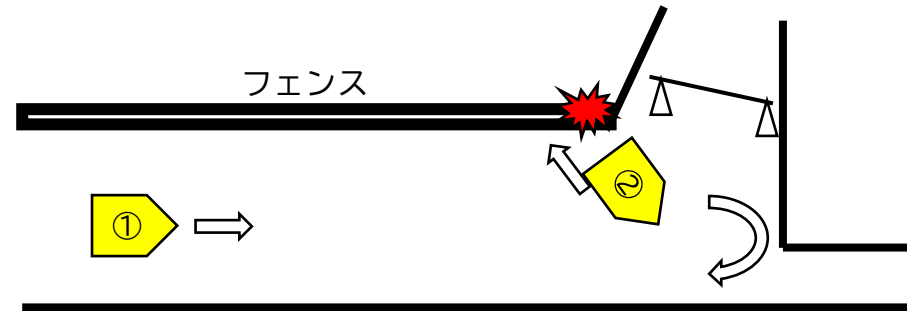
専決第26号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

- 1 事故発生の日時 令和4年9月12日(月) 午後3時頃
- 2 事故状況等 河川課職員が、法定外水路維持業務のため移動中、福島市鎌田字門丈壇地内で方向転換のため公用車を後退させた際、相手方敷地入口のフェンスに接触し、フェンスの一部が破損した。

【事故発生場所(位置図)】



【事故発生状況(平面図)】



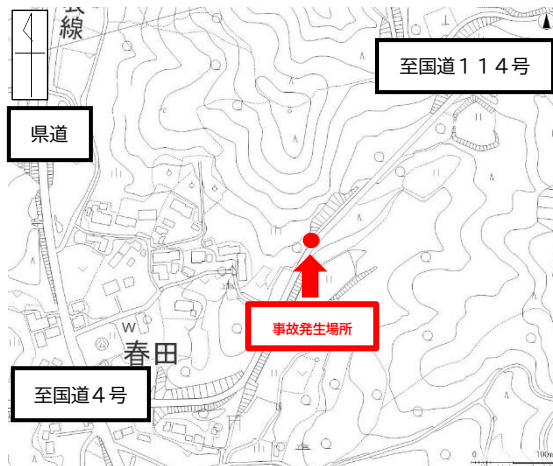
河川課

(議案書 P. 193)

専決第2号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

- 1 事故発生の日時 令和4年11月9日(水) 午後3時30分頃
- 2 事故状況等 相手方が福島市立子山字藤宮9番1地先(市道 金沢・立子山線路上)を走行中、路面に散乱していたアスカーブの破片に接触したことで、タイヤ及びホイールが破損した。

【事故発生場所(位置図)】



【事故発生場所】



▲事故車両(全景)

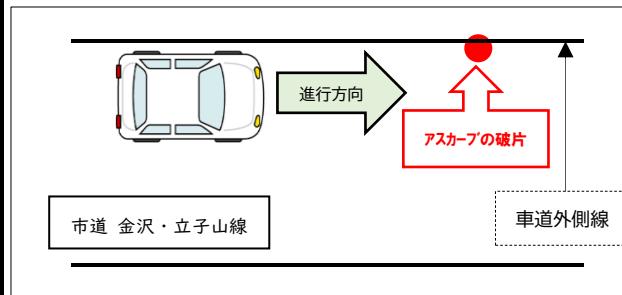


▲被害状況(助手席側の前)



▲事故発生時におけるドライブレコーダーの記録映像

事故発生状況(平面図)



市道を走行中、路面上に散乱していたアスカーブの破片に接触し、タイヤ及びホイールが破損した。

事故発生状況(断面図)



【参考】アスカーブの事例

